

第 2 1 期第 8 回 佐賀県内水面漁場管理委員会議事概要

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 2 2 日（金） 1 4 時 0 0 分から
- 2 場 所 佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号
佐賀県庁新館 1 0 階 農林水産部内会議室（南西角）
- 3 出 席 者 佐賀県松浦海区漁業調整委員会
会 長 有 吉 敏 和
委 員 坂 本 兼 吾
〃 中 村 さやか
〃 藤 村 美 穂
〃 青 木 正 敏
〃 草 野 剛
〃 今 川 一 洋
- 4 臨 席 者 佐賀県海区漁業調整委員会事務局
局 長 江 口 泰 蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係 長 寺 田 雅 彦
主 事 萩 原 千 春

5 議題及び議決事項

- （１）張網による採捕許可方針（案）について（諮問）
⇒ 原案のとおり承認された。
- （２）内水面における共同漁業の漁場計画樹立基本方針（案）について（協議）
⇒ 原案のとおり承認された。
- （３）その他
⇒ 事務局から次回の委員会の日程等について説明が行われた。

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題 1 萩原主事

議題 2 寺田係長

(2) 質疑応答

【議題（１）について】

（委員）採捕者はどのような方で、どのように張網を操業しているのか。

⇒（事務局）後ほど事務局より御連絡する。

（委員）張網による採捕許可方針の案の中に採捕の実績がないときは許可を取消すときがあると書いてあるが、どのようになるのか。

⇒（事務局）許可だけとって操業しないというのは漁業法上望ましくないためこの文言を記載している。許可の取消をする場合、いきなりということではなく、法に基づき意見を聞く機会を設けることとなっている。

【議題（２）について】

（委員）基本方針案の新旧対照表には、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進するとあるが、現状ではなかなか難しく少し心配である。

（委員）同じ意見で、現状の厳しさを基本方針の前文に加えたほうが良いのではないか。

⇒（事務局）内水面をとりまく状況はさらに厳しくなったとの認識はあり、前文に書くこととする。

（委員）免許切替スケジュールの中に利害関係人の意見聴取とあるが、利害関係人とはどのような人が想定されるのか。

⇒（事務局）その場所を利用している遊漁者などが考えられる。利害関係人は誰もがなれるわけではなく、利害関係人であると疎明された人から意見を聞くことになる。

（委員）意見聴取期間などというのはパブリックコメントのような形になるのか。

⇒（事務局）パブリックコメントに準拠し、まず、漁場計画の素案を出す。それに対して利害関係人にあたる方からコメントをもらうことになる。